

戸籍謄本等の提出について

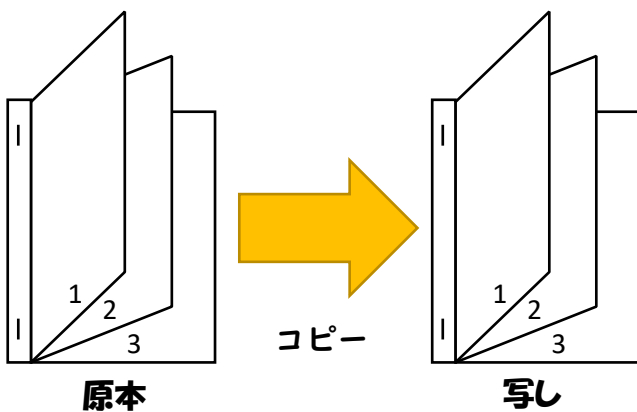
神戸家庭裁判所家事部

申立ての際に提出する**戸籍謄本**（改製原戸籍謄本、除籍謄本を含む）、**全部事項証明書**、**戸籍附票**、**住民票の写し**（以下「戸籍謄本等」といいます。）については、**原本**又は**写し（コピー）のどちらか**をご提出ください。

- * 写しを提出する場合は、下記の留意事項をよく読んで、正確な写しを作成してください。
- * 一度裁判所に提出された書類は、原則としてお返しすることができません（原本の返却を希望する場合は、「戸籍謄本等の写し（「原本と記載内容の照合ができる程度であれば可」）」と「原本返却申出書」を、予めご提出ください。）。

《 写しを提出される方へ（留意事項） 》

【コピーの取り方・綴じ方】



- ※申立前にコピーをご準備の上、提出してください。（裁判所の職員は、コピーをすることはできません。）
- ※全てのページをコピーしてください。手続に関係のない人しか記載されていないページも含めて全てのコピーが必要です。
- ※原本と同じように、ステープラー（ホッチキス）で綴じてください。
- ※その他詳細については、別紙「よくある質問」をご参照ください。

【コピーの悪い例】

- ✕ **両面コピー**
- ✕ **拡大・縮小**
- ✕ **かすれ・欠け**
- ✕ **落丁・乱丁**

- 両面コピー、拡大コピー、縮小コピー、2in1、4in1などはせず、原本の形状通りにコピーしてください。
- かすれや欠けはないか、記載内容が正しく読めるか、確認してください。
- ページの抜け落ちや重複がないか、正確な順序で並んでいるか、別の戸籍のコピーや関係のない書類が混ざっていないか、確認してください。



コピーが不鮮明な場合など、記載内容を正しく読めない場合には、あらためて正確な写しの提出を求められることがあります。また、担当裁判官の指示により、原本の提出を求められることがありますので、裁判所の審理が終了するまで原本は大切に保管してください。